

平成 23 年度第 3 回南丹市社会教育委員会 会議録

平成 24 年 3 月 21 日（水）午後 1 時 30 分～午後 4 時 15 分

南丹市園部公民館 3 階 小研修室

会議出席者（順不同敬称略）

社会教育委員	上野嘉雄、高木茂、松本明美、松本則子、小栗須賀野、小畑弘、 中野愛子、池田瞭
市教育委員会	森教育長、市原社会教育課長、川邊主幹、倉内主幹、前田課長補佐、 佐々谷課長補佐、平井課長補佐、大西係長、麻田係長、辻係長、 松村社会教育主事
傍聴人数	0 名（定数 5 名）

1 開会

司会（事務局）

本年度第 3 回の南丹市社会教育委員会を開催しましたところ、公私ともどもご多忙にも関わりませずご出席いただきましてありがとうございます。

開会にあたりまして南丹市教育委員会森教育長よりご挨拶を申し上げます。

2 あいさつ（森教育長）

平素は皆様方には本市教育行政の推進に、格別ご協力になっています上に、今日はそれぞれにご多用の中、第 3 回南丹市社会教育委員会の会議にご出席を賜りましたことを、まず心から厚くお礼申し上げます。「暑さ寒さも彼岸まで」と言われていますが、今年はことのほか厳しい寒さが続いていまして、例年ならほとんど満開に近い梅も、まだ咲きほころんだところというのが多いのではないかと思います。

昨年 3 月 11 日に東日本大震災が発生いたしました。平成 23 年は、この大震災以外にも風水害などの災害が数多く起こった年でありました。これらの災害で多くの方々のかけがえのない命が奪われ、多くの財産が失われました。災害で失われたものは数え上げればきりがなかった、そんな 1 年であったと思いますが、そんな中から悲惨な惨状の中から、私たちが人間として改めて大切だと再認識したもの、あるいは大切にしていけるべきものを私たちは教えられたのではないかと思います。

その一つは、社会的に弱い立場の人の状況や環境や置かれているそれぞれの条件をしっかりと考えた防災の大切さ、すべての方々に行き届く防災の備えの大切さ、こ

れは今後に大きく生きるべき教訓を私たちは学んだのではないかと思います。

またあわせて人々がそれぞれの地域で大切に形成してこられた絆の大切さ、これもまた再認識させられたのではないかと考えています。絆は文字通り「繋ぎ止める」、あるいは「結び合わせる」という語源ですが、人間が人間同士「繋ぎあう」あるいは「結びあう」その絆の中には人々の想いや気持ち、考えや願いがお互いに共有化されて、そうしたところから歩むべき方向性をお互いに確かめ合うそういう人間関係を指すのではないかと考えています。もちろん人間が人間同士繋がり合うということですので、そこには折り合いをつけるということが当然必要になってくると思うのですが、少なくとも絆という形で人と人とが繋がり合ったそのベースには、命と人権を大切にしようというものがあると思っています。

命と人権を大切にしようという絆の形成は、社会教育によって培われてきたものであり、その果たしてきた役割と意義は、これからも大切にしていける必要があるのではと私は考えています。

昨年、南丹市教育の在り方懇話会を設置させていただきまして、12月に懇話会の提言をいただきました。それぞれの地域社会の中で本当に大切にされてこられたその中身に、今申し上げた「人権を尊重しあう」とことと、そしてもう一つは「ふるさと意識というものを大切にしよう」という点です。旧4町それぞれのふるさとが合併して一つになって共通のふるさととなった南丹市、これを大切にしようという教育でありたい、また学校教育と社会教育がしっかりと連携融合する姿を大切にしたい。そして人々が生涯にわたって学び続けるという「まなび」というものを大切にしていこう、そんなお考えをお出しいただき盛り込んでいただいた提言を踏まえて「平成24年度の南丹市の教育の指針」という来年度の教育の方向性を指し示す指針づくりを、この2月に終え、教育委員会で議決をさせていただいたところです。後ほどその内容についてもご報告をさせていただき、来年度の教育の統一した方向性を、学校教育、社会教育両面に渡って取組を進めさせていただけたらと考えております。

また、平成23年度は大きな大会がございました。国民文化祭京都2011において、南丹市では「ものづくりの祭典」を開催させていただきましたし、第53回全国社会教育研究大会京都大会が開催をされました。それぞれに言いの皆様方に大変ご尽力をいただいたと伺っております。

今年の8月に日本PTA全国研究大会京都大会が開催されます。8月24日にはガレリアかめおかにて分科会が開催されるということになっております。大きなイベントといいますと、そのイベントを行うことに私たちはエネルギーを注ぎがちですが、単に一過性の取組ということだけではなく、その取組を進めることで知の財産、心の財産の両面に渡って豊かな生き方とお互いに学び合える、そういうきっかけにできたらと考えているところです。

今日は平成23年度事業を振り返りながら平成24年度の事業の方向性等についてご協議いただくと聞いております。どうか、南丹市の社会教育が充実していく方向性を私ども大切にしながらやって行きたいと考えておりますので、忌憚のないご意見を賜りますようによろしくお願いいたします。

なお、後になりましたが、2年間の南丹市社会教育委員としての任期がこの3月末で満了するということとなります。この任期中におかれましては、様々なご経験やご英知に基づいた貴重なご意見を賜って参りましたし、事業推進にも大きなお力添えを賜ってきましたことに敬意と感謝を申し上げ、本日の開会にあたりましての、お礼方々のご挨拶とさせていただきます、本当に2年間お世話になりました、また本日お世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

司会（事務局）

それでは本日の次第によりまして、報告事項から進めさせていただきます。

3 報告事項

- ① 「平成24年度南丹市教育指導の指針」について（事務局説明）
- ② 平成23年度社会教育事業報告について（事務局説明）

主な意見等

（委員）

山村留学事業について、23年度から社会教育課が担当となった経緯は。

（事務局）

平成22年度までは学校教育課が所管となっていましたが、山村留学事業は（学校とは密に連携を図るべきものではあるものの）学校教育外の事業であることから、平成23年度から社会教育課で担当しています。山村留学センター、同運営協議会、知井小学校と連携図り、山村留学センターでの日常や課題があった場合の対応、次年度の募集に対する面接等の調整を、地元や運営協議会にお世話になり行っています。

（委員）

平成23年度の留学生の状況はどう推移したのか。

（事務局）

平成23年度当初は8名の留学生数でありましたが、途中で2名が退所し、2学期以降は6名の留学生で学年末まで行うことができました。この事業は次年度で15期生を迎えることとなり、地域との関わりも深く、里親さんをはじめ地域のさまざまな支援をいただきながら、いい形で進められています。年間を通して子どもたちが集団生活で暮らすわけですから、些細なトラブルはありますが山村留学センターの寮

母さんや指導員のご指導の下、過ごす事ができました。そして次年度には、8名の留学生が入所する状況になっています。

(委員)

開設当初と比べて、応募者数や入所(山村留学児童)者数は減ってきているのか。

(事務局)

開設当初と比べれば児童の数は若干少なくなっているものの、極端に少なくはなっていません。応募者数はある程度ありますが、1年間親元を離れての生活となることから、家庭で親離れや子離れができるかどうか、集団生活を送ることが可能であるかどうかなどを面談(面接)して決定しています。これは子どもを多く受け入れることよりも、山村留学を体験することでの子どもの「育ち」に視点を置き、そのご家庭にとっても、地域にとってもプラスになる考えを基本に留学生を決定しています。その結果、近年では6名から8名程度の人数となっています。

(委員)

学校統合の問題に絡んで、その段階に至れば山村留学事業を取り止められるのか、それとも将来もこの事業は継続して行っていくのか。まだ論議はされていないのか。

(事務局)

まだ論議はされていません。山村留学事業は知井小学校にも関わる話ではありますが、知井地区の地域の振興にも深く関係することから、仮に学校が無くなったから一緒に無くなるというものではないと認識しています。地域と一体となって事業を行っていますので、運営委員会や地域との調整が今後は必要となると認識しています。

(委員)

公民館等の利用について、園部や日吉などでは多くの方々が集っているが、美山文化ホールは生涯学習事業で活用する機会が図書室以外では少なくなっている。

(事務局)

美山地域におきましては、社会教育に対する学習要求が衰退したのではなく、各地域振興会において公民館機能が補完されているため、文化祭のような全体で行う行事以外が地域主体で行う仕組みとなっています。

(委員)

美山における公民館活動は、いい意味で昭和30年代の自治公民館が中心となって社会教育活動が住民主導で行われている枠組みが残っていると思います。それはむしろ誇るべきものであると思います。

(事務局)

社会教育施設の事業実施や貸し館業務を通して、市民のニーズは多様化していることをとても感じています。以前のように講座開設からサークルができるという流れではなく、小集団で独自に活動される方が増えています。また、地域を越えての

つながりを持った活動も多く見られます。つまり、それぞれの(社会教育に対する)要求も変わって生きていると同時に広範囲での活動が高まり、いろんなところに出かけているといえます。また社会教育に対するニーズは、社会教育の範囲に留まらず、例えば子育て支援といったよう福祉サイドで行われる学習会やサークルが増えつつあります。

(委員)

南丹市の社会教育の活発性というか、良い点の一つは、社会教育施設を中心に事業行われている点ではないかと思います。公民館や図書館などでの活動をよく見かけますが、非常に良い取組がなされています。例えば日吉町生涯学習センターでの「福祉大学」「紅が丘大学」や八木港民館での「南丹大学」といったような高齢者向けの総合講座を開設されているところなどは、すばらしいなと思い拝見させていただいています。また園部公民館の場合は、館主体の事業より一般サークルの活動が多様であり、多くの方々が集われています。南丹市のように市域が広いところは、こういったいくつかの拠点となる社会教育施設を中心に社会教育活動が広がっていくことが望ましいのではと思います。

そういった意味でも施設の利用方法を考えることが大切ですし、あんまり施設料を取らない(減額あるいは免除)も方法の一つではないかと思います。

(事務局)

施設利用においての減免措置は、条例に基づき、例えば公民館であれば社会福祉団体の使用や行政の事業などは使用料の減額が行われています。施設運営に係る経費(冷暖房費や電気代など)を勘案しますと現実問題として一定の使用料がないと運営できない状況にありますし、そもそも施設を利用するというサービスの対価として使用料を支払うことが基本的な枠組みであると認識しています。

また免除団体の場合、使用をキャンセルしてもキャンセル料が発生しないことから、必要以上に会場を予約したり、キャンセルの報告なしのケースがしばしば見られます。このため他の利用者が予約(使用)できなくなったりすることも一部起こっています。逆に使用料を支払っておられる団体の場合、きっちりした使用がなされています。そういった実態から見ますと、減免団体が増えることが必ずしも望ましい形になるとは言い難い局面もあることから、使用料金の有無を論点に置くことよりも、如何に市民が使いやすい社会教育施設にしていけるべきかを今後検討していくことが必要であると考えています。

(委員)

学校教育の領域ではあるのですが、平成24年度から中学校において武道の授業が必須になります。とりわけ報道では柔道は怪我をする率が高いといわれています。怪我を防ぐには指導される先生の技術力(指導力)を高めることが必要ではないかと考えています。既にその対応を学校では行っておられると思いますが、社会体育に

においても今後はこの影響でスポーツ少年団の中で柔道の単位団ができるかもしれませんが、柔道のみならず、あらゆるスポーツ指導の場において知識や経験のある指導者の育成が不可欠であると思いますが、そのあたりについてはどういうお考えでしょうか。

（事務局）

中学校での武道の授業について、美山中では剣道をされています。それ以外の園部中、八木中、殿田中では柔道をされています。授業における武道の実施は学校教育の所管ではありますが、学校において万全を期す体制がなされているとうかがっております。

南丹市内のスポーツ少年団には、今のところ柔道の単位団はありません。スポーツ少年団では単位団の指導者に認定員（スポーツリーダー）養成講習会を受講いただき、コーチングについても日本体育協会の指導により公認の指導者資格を取っていただくようお願いしているところです。

4 協議事項

平成 24 年度事業概要について（事務局説明）

主な意見等

（委員）

平成 24 年度南丹市教育の指針において南丹市の教育がめざす市民像の中で『ふるさと南丹市』を愛し」という文言が理念の柱に掲げられています。その実現のためには、学校教育の現場においても、社会教育事業においても、ふるさと南丹市を知る（認識する）取り組みや、交流する事業が必要であると思います。平成 24 年度の事業展開の中でふるさと南丹市愛する取り組みを入れていただければと思います。

（事務局）

まさにそのとおりであると考えています。ふるさと南丹市を愛する事業展開として、文化博物館や日吉郷土資料館では、南丹市出身の画家の企画展や市民からご提供いただいた貴重な資料を展示しています。また社会体育や社会教育事業におきましても、南丹市の地域資源や人材（指導者やボランティア）を活用した事業展開をしています。ご意見を踏まえて、さらに「ふるさと南丹市」に繋がる社会教育事業をさらに展開していくよう今後検討いたしたいと考えます。

（委員）

現行(改正後)の社会教育法において、公民館運営審議会は設置しなくてもよくなっているのか。

（事務局）

社会教育法第 29 条では「公民館運営審議会を置くことができる」と規定されて

いることから、必置（必ず置かなければならない）ではありません（平成 11 年の法改正により必置から任意設置に変更）。公民館運営審議会に限らず、図書館運営審議会についても図書館法において必置の規定にはありません。社会教育委員会において、公民館事業や図書館事業についてご審議いただいているのは、これらの審議会の任務を兼ねてお世話いただいているという認識からであります。

（委員）

婦人会活動において、最大の課題は会員数の減少です。社会構造の変化により家庭婦人の取り巻く環境が大きく変わってきたことが最大の要因ではありますが、会員の減少に歯止めがかからず苦慮しているところです。組織内でも検討協議を重ねていますが、婦人会の組織内だけでは限界があるように感じられます。事務局にもいろいろ悩みも聞いていただきたいと考えています。

（事務局）

教育委員会は、求めがある場合は社会教育関係団体への指導助言を行うことが社会教育法で規定されています。婦人会に限らず、様々な社会教育関係団体についてのご相談につきましては社会教育課の各担当でご対応させていただきます。

（委員）

八木公民館や日吉町生涯学習センターにおいて高齢者の総合講座（南丹大学や福祉・紅が丘大学）が活発にされていますが、高齢者になりますと、中途失明や難聴者となり、それが要因となってそういった講座に参加しづらくなってしまうことか考えられますが、講座運営において要約筆記などの対応はされていますか。

（事務局）

例えば八木公民館で開催されています「南丹大学」では、総合講座で映画会をされる際に磁気ループを導入して聴覚障がい者に配慮するなどの取り組みを一部行っていますが、まだまだ十分ケアしきれている状況とは言えません。高齢者や障がい者だけでなく、例えば講演会の際に小さいお子さんをお持ちの方に対しての保育ルームの確保などについてもこれからの課題であると考えています。

（委員）

障がい者を対象とした講座の実施状況は。

（事務局）

視覚障がい者と聴覚障がい者の成人講座をそれぞれ行っています。年度初めに講座参加者の登録を行い、それぞれ年間 4～5 回行っています。

平成 23 年度においては、視覚障がい者講座は、音楽鑑賞やさわる芸術の体験などを行い、聴覚障がい者の講座では、料理教室や博物館での芸術鑑賞やスポーツ体験などを行いました。

5 その他 （事務局説明）

- ① 第 53 回全国社会教育研究大会京都大会報告書について
- ② 平成 24 年度の南丹地区社会教育委員連絡協議会等について
- ③ その他（次期第 1 回社会教育委員会の開催日程について）
（事務局）

先般、新聞報道等でもありましたが、美山中 3 年生の吉田航君が、3 月に開催された京都王将戦で史上最年少（中学生としては初めて）優勝されました。吉田君は、美山と園部で開講している南丹子ども将棋教室の出身で、彼の活躍が教室内の他の子どもたちの大きな励みになっています。市内の社会教育講座の中からこうした子どもが輩出されることは大変意義深いことであります。幸いの機会でもありますのでご報告いたします。

6 閉 会

（代表委員）

長時間ご協議いただきありがとうございました。平成 23 年度は京都で全国社会教育研究大会が開催されました。3 月 11 日の東日本大震災や 9 月の紀伊半島を中心とした豪雨災害の影響もあり、当初予定よりは参加者が少なくなりましたが全国研究大会では京都らしい取り組みがなされたと思います。

今回は、2 年任期の最終の会議となりました。今期をもって退任されます委員の皆様方につきましては、長きにわたりお世話になりましたことに対しましてお礼を申し上げます。

本日の報告事項及び協議事項につきましては、多くの内容となりましたが、事務局の説明を受ける中で、次年度の社会教育事業の大枠が見えてきたのではないかと感じております。次期は 5 月上旬に第 1 回の会議が開催される予定ですが、今後とも南丹市にける社会教育の発展と充実にご協力いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。